



追加実費支出申立書

以下のとおり追加実費の支出を申立てます。なお、本申立てについては、当職から被援助者へ説明し、その同意を得ていることを申し添えます。

法テラス ●● 御中

援助番号

報告日	受任者	登録番号	
被援助者氏名	罪名		
被害者参加 弁護士としての活動の有無	選定日 *選定通知書を提出してください。	活動終了日	<input type="checkbox"/> 活動期間中
現実に入手した金銭等、または入手する見込み(最終前の請求のみ)	<input type="checkbox"/> 現実に入手した金銭等はなく、今後金銭等を入手する見込みも無い。 *現実に入手した金銭等がある場合や、入手する見込みがある場合は、中間請求はできません。		
加害者の人数及び氏名	加害者名(すべて) 名		
事務類型 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第1項に定める行為のみ受任(基本報酬のみの場合) <input type="checkbox"/> 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を含む受任(加算報酬を含む場合) <input type="checkbox"/> (別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を受任する場合)死亡やこれに準ずる結果が生じた		
実費明細	※ 内訳の疎明資料を添付してください。 ※ 被害者参加にかかる実費は記載しないでください。		
項目	上限	備考	支出額
1 鑑定料	10万円	●医師等から鑑定書について助言を得る場合 33,000円以内 ●面会を要する場合(1回毎) 22,000円以内 ●意見書等を作成してもらう場合 100,000円以内 ・裁判上の鑑定を実施する場合、訴訟上の準備・追行上不可欠であり裁判所に予納する鑑定料に準ずるもの。	¥
2 申立ての手数料(注1)	5万円	●死亡やこれに準ずる結果が生じた場合は上限15万円 ・訴訟上の救助の申立てを必須とする(却下決定等を添付)	¥
3 記録謄写料	10万円	・5,000円超過分のみ追加支出可能	¥
4 通訳料	10万円 (通訳人の旅費及び翻訳料を含む)	●1時間以内 11,000円(延長10分ごと1,100円) ●1回あたりの上限は27,500円とする ●通訳人の旅費は実費支給	¥
5 翻訳料		●A4用紙1枚 4,950円以内	
6 カウンセラー費用(旅費込)	5万円	●医師、臨床心理士又は公認心理師 最初の1時間5,000円、以降30分ごとに2,500円加算 ●犯罪被害者を支援する団体の専門相談員等 最初の1時間は3,000円、以降30分ごとに1,500円加算	¥
7 裁判所に納める郵券(郵券に代わる予納金を含む。)(注2)			¥
8 戸籍謄抄本(除籍及び附票を含む。)、住民票(除票を含む。))及び外国人登録原票記載事項証明書		●別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第1項に定める行為のみ受任の場合 ・項目7~14の合計額が5,000円を超過した場合に超過分のみ追加支出可能	¥
9 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書		●別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を含む受任の場合 ・各項目で5,000円超過分のみ追加支出可能。ただし、項目7は6,400円超過分のみ追加支出可能。	¥
10 弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2に基づく照会手数料			¥
11 通信費及び荷造運搬費			¥
12 裁判所に納める申立ての手数料のうち、項目2及び項目7に含まれないもの		(注1)申立てが民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、訴訟の目的の価額に応じて、同法別表第二に定めるところにより算出して得た額 (注2)申立てが民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、同法別表第二の下欄に掲げる申立ての手数料の額のうち郵便費用に相当する額	¥
13 旅費及び宿泊費 *旅費等請求書【様式6-2】の提出が必要です。			¥
14 その他犯罪被害者等代理援助案件の追行に必要かつ相当な費用としてセンターが認めたもの			¥